

川西市立学校校区審議会（第5回）次第

日 時 平成24年11月12日（月）
午後5時00分～
場 所 行政議室（川西市役所4階）

1 開会

2 議事

- (1) 詮問事項に係る審議
- (2) その他

3 閉会

川西市立学校校区審議会委員名簿

(選出区分別五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職名	備考
学識経験者	スエザワ セイシ 末澤 誠之	弁護士	
	ヤマノウチ ケンシ 山内 乾史	神戸大学大学教育推進機構・国際協力研究科教授	副会長
	ヨネカワ ヒデキ 米川 英樹	大阪教育大学教授	会長
学校長等	オリタ カツミ 織田 克巳	川西市立小学校長会代表	
	サエキ ナオキ 佐伯 直樹	川西市立中学校長会代表	
	ワキノリ 脇薙 ふみ子	川西市立幼稚園長会代表	
地域の代表	タナカ トシヒコ 田中 利彦	東谷小学校区コミュニティ推進協議会会長	
	トネ ショウジ 戸根 庄司	緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会会長	
	ヤスダ スエヒロ 安田 末廣	川西北コミュニティ連絡協議会会長 川西市コミュニティ協議会連合会副会長	
保護者の代表	タナカ アサコ 田中 麻子	松風幼稚園 P T A 会長	
	ナカイ ナリサト 中井 成郷	北陵小学校 P T A 東谷中学校 P T A 会長	
	マナベ ユカリ 真鍋 由香里	多田中学校 P T A 川西市 P T A 連合会会長	

H24. 4. 1現在

※所属・役職名については、就任時のものです。

審議経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	平成23年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市立学校の現況について事務局資料説明
第2回	平成24年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選任 ・諮問事項について事務局説明 <ul style="list-style-type: none"> 1 川西市の今後の学校校区のあり方について 2 川西市立小学校及び中学校の校区に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 多田中学校及び緑台中学校の校区変更について (2) 校区変更の要望について ・審議事項 諮問事項について審議
第3回	平成24年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項 諮問事項について審議
第4回	平成24年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項 諮問事項について審議

平成 年 月 日

川西市教育長 益 満 良 一 様

川西市立学校校区審議会

会長 米 川 英 樹

川西市立学校校区に関する意見について（答申）（案）

平成24年2月7日付けで諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

はじめに

川西市においては、道路や河川等の地理的状況のほか、地域の歴史的な経緯や実情を考慮し校区が設定されている。一方で、15年ほど前から校区境界地域における小規模な開発に伴い、新たに住民となった保護者から、通学距離や生活圏等を理由に隣接校区への就学希望が増加してきた経緯がある。平成15年4月1日に施行された学校教育法施行規則の改正で通学区域制度の弾力化が明記されたこともあり、川西市では校区を巡る問題の解決を目的に、平成17年度に「川西市立学校校区外就学希望制度(※)」を導入し、以後、一定の対応を行ってきたところである。

制度の導入により、一定の成果はあったと見込まれるもの、校区等に関する教育環境の変化や保護者ニーズの多様化などを背景に、校区変更の要望や「川西市立学校校区外就学希望制度」に対する改善の要望など、新たに解決すべき課題が顕在化している状況である。

※ 小学校または中学校へ入学するときに、隣接する校区の学校へ、希望申請のうえ就学できる制度。校区外の学校へ入学希望できる人数（5%限度）や校区外から受け入れ出来る人数（受入可能人数）に制限がある。

1. 川西市の今後の学校校区のあり方について

川西市において、小学校では昭和55年の15,993人をピークに、平成24年現在、8,805人まで児童数が減少している。また、中学校では昭和60年の8,024人をピークに、平成24年現在、4,335人まで生徒数が減少している。

さらに、各地域の年齢構成の変化により、学校間でその規模に大きな格差が出ている状況である。

本審議会では、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少など、今後の社会状況の変化を見込み、効果的な学校運営や教育機会の均等、地域社会との関係など、様々な視点から校区のあり方について慎重に議論を進めてきた。

議論の結果、校区の決定にあたっては、次に掲げる三つの原則に基づくことが望ましいと考える。

一つ目の原則は「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」である。これは最も重要な原則で、学校間の規模の差によって、教育環境が著しく不平等にならないよう、子ども達に標準的な学校教育を保障することが必要である。

二番目として「通学上の安全と利便性の保持」である。子ども達が安心して学校教育を

受けられるよう、通学距離や通学路の安全性に配慮する必要がある。

三番目は歴史的経緯や地形を背景にした「校区と地域の関係性への配慮」である。学校と地域は密接に関わっていることから、その関係性に配慮を要するべきである。

以上、三つの原則を状況に応じて総合的に勘案し、校区を設定すべきであると考える。

2. 川西市立小学校および中学校の校区に関すること

(1) 多田中学校及び緑台中学校の校区変更について

平成24年5月1日現在、緑台中学校は10クラス（特別支援学級2クラスを含む）・279人、多田中学校は25クラス（特別支援学級2クラスを含む）・862人となっている。多田グリーンハイツは、昭和40年代に開発された大規模団地の一つで、近年では高齢化が急速に進んでいることもあり、今後の人口推計を勘案しても、両校において同様の格差が続く見込みであり、隣接する学校間で規模の格差により、教育の十全な展開と教育上における平等性の確保が困難な状況にある。また、校区と地域の関係性への配慮の観点からも、緑台小学校区及び陽明小学校区は一つのコミュニティであることから、校区を一体として考えることに妥当性が認められた。以上の理由により下表のとおり校区を変更することが望ましいと判断する。

なお、校区を変更する場合には、当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対し十分周知を図り、移行に伴う経過措置をとるなど、円滑に移行できるよう慎重かつ柔軟な対応が必要であると考える。また、変更の時期については、十分な周知期間が必要であるものの、教育上における平等性を速やかに確保するという観点から、平成26年度の新入学生からの変更を実施の目途として進められることを望むものである。

【変更前及び変更後の校区】

変 更 前	学校名	校区	
	多田中学校	多田小学校区	全部
		多田東小学校区	全部
		緑台小学校区	<u>緑台1丁目～5丁目</u>
	緑台中学校	緑台小学校区	<u>緑台7丁目、向陽台1丁目・2丁目</u>
		陽明小学校区	全部

	学校名	校区	
変 更 後	多田中学校	多田小学校区	全部
		多田東小学校区	全部
後	緑台中学校	緑台小学校区	<u>全部</u>
		陽明小学校区	全部

※下線部分が変更箇所

《参考》 多田グリーンハイツの成り立ち

年	地域の出来事	人口推移
昭和 40	宅地開発スタート	
昭和 42	入居開始(緑台1~2丁目)	110
昭和 43	第2期分譲(緑台9万坪) 第3期分譲(緑台12万坪)	545
昭和 44	第4期分譲(向陽台13万坪)	1,596
昭和 45	向陽台に入居開始(多田小 883名、多田中 328名)	3,013
昭和 46	緑台小学校開校(児童数 533名)(多田小 671名、多田中 467名)	4,643
昭和 47	水明台に入居開始	6,655
昭和 49	陽明小学校開校(児童数 426名)(緑台小 1,151名) 松風幼稚園開園	10,898
昭和 54	緑台中学校開校(生徒数 662名) (緑台小 1,060名、陽明小 1,228名、多田中 795名)	15,470
昭和 59	緑台7丁目誕生、開発分譲ほぼ終了	16,346
昭和 63	人口ピークに (緑台小 488名、陽明小 668名、多田中 1,091名、緑台中 661名)	16,880
平成 12	高齢化率 21.4%	16,068
平成 19	入居開始から40年、高齢化率 32.8% (緑台小 422名、陽明小 322名、多田中 762名、緑台中 261名)	15,544
平成 24	高齢化率 37.5% (緑台小 387名、陽明小 305名、多田中 862名、緑台中 279名)	15,093

参考資料 : 【緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会】【多田グリーンハイツ自治会】発行の
「多田グリーンハイツの歴史」他

(2) 校区変更の要望について

校区変更の要望については、学校と地域社会が、歴史的経緯も含めて密接な関係にあることを考慮し、ある程度の大きさをもった地域団体の総意として受けることが望ましい。

これらのこと踏まえ、現在、継続的に校区変更などの要望が出されている一部の地域については、三つの原則に基づき、校区変更を行わないことが妥当である。

しかしながら、小学校時代の交友関係は、中学校生活において生徒が円滑に教育活動を行うために有意義であることを考慮すると、小学校入学時に「川西市立学校校区外就学希望制度」を利用し就学した場合には、就学した小学校の属する校区の中学校へ、受入枠にかかわらず優先的に入学できることが望ましい。ただし、入学先が複数の中学校となる小学校については、所定の規定を検討する必要があると考える。

また、同制度上の兄弟姉妹優先の者についても、教育的な配慮から受入枠にかかわらず入学できることが望ましいと考える。